

4-3 環境の保全を目的とする法令・条例等による規制内容等の状況

4-3-1 公害の防止および環境の保全を目的とする関係法令等による地域指定、規制の状況

1) 公害の防止に係る関係法令等

事業予定地および周辺における公害の防止に係る関係法令等を表 4-3-1 に示す。

表 4-3-1 公害の防止に係る関係法令等

項目	法令等
大気汚染	環境基本法（平成 5 年法律第 91 号） 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号） 滋賀県公害防止条例（昭和44年滋賀県条例第20号） 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例（平成23年滋賀県条例第12号） 草津市の良好な環境保全条例（昭和 53 年条例第 26 号） ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
騒音・振動	環境基本法（平成 5 年法律第 91 号） 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号） 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号） 草津市の良好な環境保全条例（昭和 53 年条例第 26 号）
水質汚濁	環境基本法（平成 5 年法律第 91 号） 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号） 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例 （昭和 50 年条例第 37 号） 滋賀県公害防止条例（昭和 44 年滋賀県条例第 20 号） 草津市の良好な環境保全条例（昭和 53 年条例第 26 号） 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号） 草津市下水道条例（昭和 56 年条例第 37 号） ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
地下水質	環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
悪臭	悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
土壌汚染	環境基本法（平成 5 年法律第 91 号） 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号） ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号） 滋賀県公害防止条例（昭和44年滋賀県条例第20号）

2) 環境の保全に係る関係法令等

事業予定地および周辺における環境の保全に係る関係法令等を表 4-3-2 に示す。

表 4-3-2 環境の保全に係る関係法令等

法令等	事業予定地および周辺の指定状況の概要
自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）	事業予定地の南東約 2km に三上・田上・信楽県立自然公園が指定されている。事業予定地には指定はない。
滋賀県立自然公園条例（昭和 40 年滋賀県条例第 30 号）	
自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）	事業予定地周辺に自然環境保全地域の指定はない。
滋賀県自然環境保全条例（昭和 48 年滋賀県条例第 42 号）	事業予定地周辺に自然記念物の指定はない。
草津市の良好な環境保全条例（昭和 53 年条例第 26 号）	事業予定地周辺に八幡宮神社自然環境保全地区が指定されている。事業予定地には指定はない。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に係わる法律（平成 4 年法律第 75 号）	事業予定地周辺に生息地等保護区の指定はない。
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に係わる条約（昭和 55 年条約第 58 号）	事業予定地周辺に重要な湿地の指定はない。
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）	事業予定地は、特定猟具使用禁止区域（銃器）に指定されている。
滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第 17 号）	事業予定地周辺にヨシ群落保全区域の指定はない。
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年条約第 7 号）	事業予定地周辺に自然遺産の区域の指定はない。
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）	事業予定地周辺に歴史的風土保存区域の指定はない。
文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）	事業予定地周辺に文化財および埋蔵文化財包蔵地がある。事業予定地には指定はない。
滋賀県文化財保護条例（昭和 31 年滋賀県条例第 57 号）	
景観法（平成 16 年法律第 110 号）	事業予定地周辺は景観法に基づく地域の指定はない。
ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和 59 年滋賀県条例第 24 号）	事業予定地周辺に沿道景観形成地区が指定されている。事業予定地には指定はない。
草津市景観条例（平成 24 年条例第 5 号）	事業予定地周辺に住宅地ゾーン、丘陵部ゾーンが指定されている。事業予定地は丘陵部ゾーンに指定されている。
大津市景観法施行条例（平成 18 年条例第 8 号）	事業予定地周辺に丘陵地景観地域、山地景観地域、田園集落景観地域が指定されている。事業予定地には指定はない。
栗東市景観条例（平成 20 年条例第 17 号）	事業予定地周辺には景観区域の指定はない。
都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）	事業予定地周辺に特別緑地保全地区の指定はない。
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）	市街化区域、市街化調整区域の指定があり、事業予定地は工業地域に指定されている。
宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）	事業予定地の南西に宅地造成工事規制区域が指定されている。事業予定地には指定はない。
河川法（昭和 39 年法律第 167 号）	事業予定地周辺では、河川保全区域はない。
森林法（昭和 26 年法律第 249 号）	事業予定地周辺に国有林、保安林等の指定がある。事業予定地には指定はない。
砂防法（昭和 30 年法律第 29 号）	事業予定地周辺に砂防指定区域の指定はない。
地滑り等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）	事業予定地周辺に地滑り防止地区の指定はない。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に係わる法律（昭和 44 年法律第 57 号）	事業予定地周辺に急傾斜地危険区域が指定されている。事業予定地には指定はない。

4-3-2 公害の防止に係る関係法令等による地域指定および規制の状況

1) 大気環境に係る環境基準等

(1) 環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく10項目の大気汚染に係る環境基準および「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づくダイオキシン類に係る環境基準を表4-3-3に示す。

表 4-3-3 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう (S48.5.16 告示)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (S48.5.8 告示)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (S48.5.8 告示)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (S53.7.11 告示)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (S48.5.8 告示)	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン (H9.2.4 告示)	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン (H9.2.4 告示)	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン (H9.2.4 告示)	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン (H13.4.20 告示)	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (H21.9.9 告示)	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類 (H11.12.27 告示)	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
備考)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 6. ダイオキシン類に係る基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 7. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(2) 規制基準

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)では、工場・事業所に設置されるばい煙発生施設を対象に、硫黄酸化物、ばいじんおよび有害物質の排出規制を行っている。本事業では焼却施設(廃棄物焼却炉)がばい煙発生施設に該当し、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質のうち塩化水素および窒素酸化物が規制項目となっている。また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法により、排出基準が定められている。

本事業に係る大気汚染防止法等に基づく排出基準を表4-3-4に示す。

表 4-3-4 大気汚染防止法等に基づく排出基準

物質	排出基準
硫黄酸化物	$q = K \times 10^{-3} \times He^2$ q : 硫黄酸化物の量 (m ³ N/時) K : 地域ごとに定められた値 (草津市では 8.76) He : 補正された排出口の高さ (m)
ばいじん	0.08 g/m ³ N (O ₂ 12%換算値)
窒素酸化物	250 ppm (O ₂ 12%換算値)
塩化水素	700 mg/m ³ N (O ₂ 12%換算値)
ダイオキシン類	1ng-TEQ/m ³ N (O ₂ 12%換算値)

2) 騒音・振動に係る環境基準等

(1) 環境基準

環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく騒音に係る環境基準を表4-3-5に示す。このうち、道路に面する地域の環境基準について表4-3-6に示す。また、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準について表4-3-7に示す。

調査範囲における騒音に係る環境基準の地域のタイプの指定状況を図4-3-1に示す。事業予定地はCタイプに指定されている。

表 4-3-5 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

注)1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 4-3-6 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

表 4-3-7 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

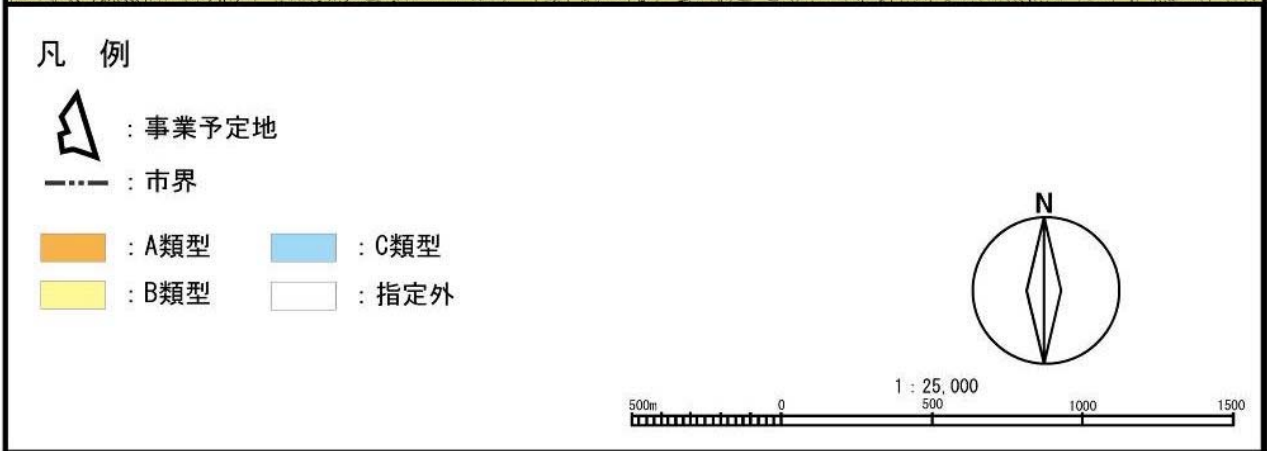
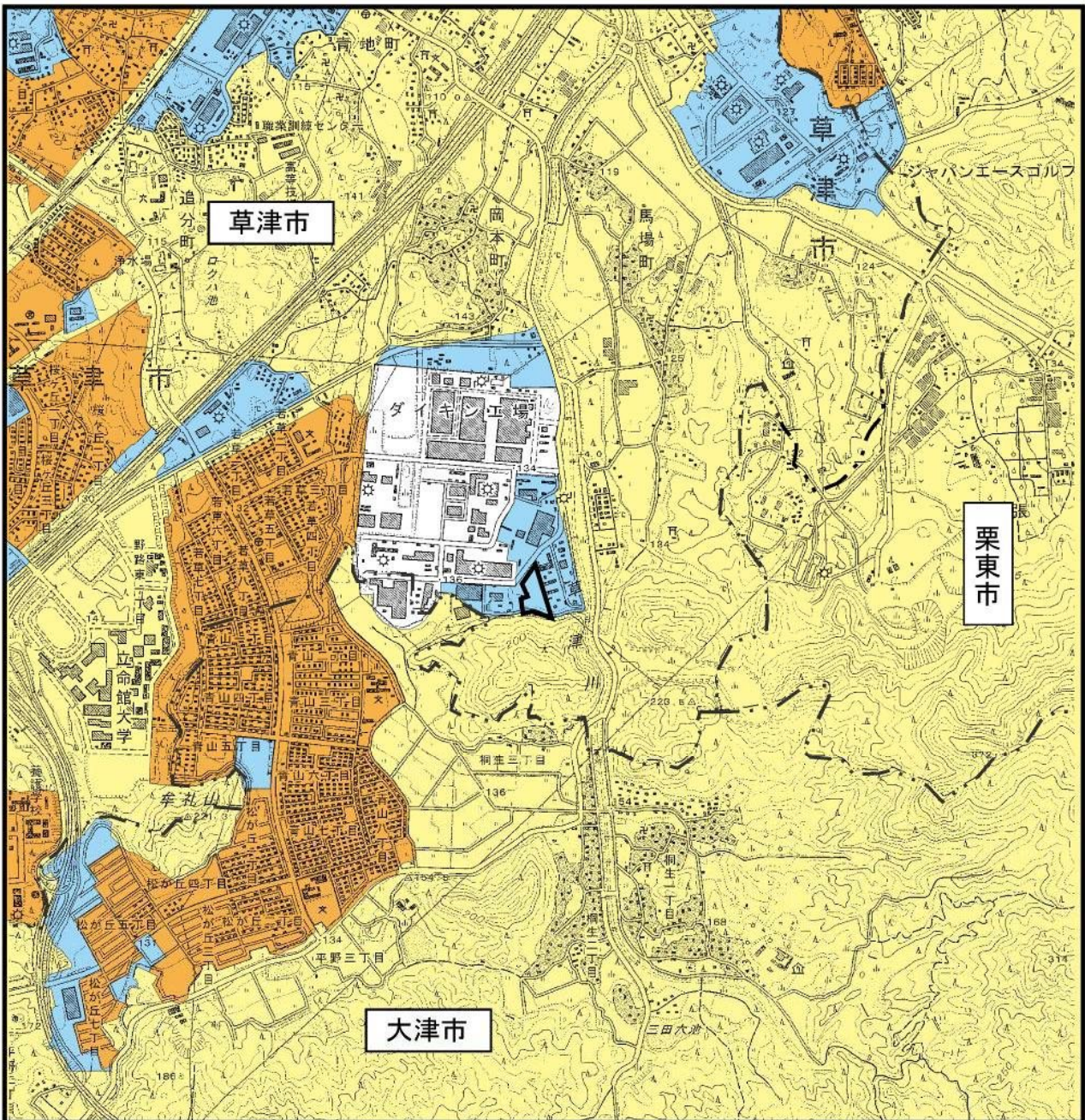
基準値	
昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下
備考)個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあたっては45dB以下、夜間にあたっては40dB以下)によることができる。	

注)「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ・道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあたっては4車線以上の区間に限る。)
- ・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により特定された範囲をいう。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m



出典：(平成 24 年 4 月草津市告示第 80 号、草津市)、(平成 20 年 4 月大津市告示第 193 号、大津市)、
(平成 18 年 10 月栗東市告示第 1296 号、栗東市)

図 4-3-1 騒音に係る環境基準の類型指定状況

(2) 規制基準等

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)および「振動規制法」(昭和51年法律第64号)、「草津市の良好な環境保全条例」(昭和53年条例第26号)に基づき、特定工場等の事業活動や建設作業等に伴う騒音・振動の規制が行われている。

特定工場等の事業活動に伴って発生する騒音の規制基準を表4-3-8、事業予定地周辺の騒音の区域指定状況を図4-3-2に示す。事業予定地周辺は騒音の第4種区域に指定されている。

また、特定建設作業により発生する騒音の規制基準値を表4-3-9、自動車騒音の要請限度を表4-3-10に示す。

さらに、特定工場等の事業活動に伴って発生する振動の規制基準を表4-3-11、事業予定地周辺の振動の区域指定状況を図4-3-3に示す。事業予定地周辺は振動の第2種区域(Ⅱ)に指定されている。

また、特定建設作業により発生する振動の規制基準値を表4-3-12、自動車振動の要請限度を表4-3-13に示す。

表 4-3-8 特定工場等から発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	6時から8時まで	8時から18時まで	18時から22時まで	22時から翌6時まで
第1種区域	45dB	50dB	45dB	40dB
第2種区域	50dB	55dB	50dB	45dB
第3種区域	60dB	65dB	65dB	55dB
第4種区域	65dB	70dB	70dB	60dB

1 第2種区域、第3種区域および第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める基準値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

表 4-3-9 特定建設作業の騒音の規制基準

区分	第一号区域	第二号区域
基準値	85dB 以下	
作業時間	19 時から翌 7 時の時間内でないこと 1 日当たり 10 時間を超えないこと	22 時から翌 6 時の時間内でないこと 1 日当たり 14 時間を超えないこと
同一場所での作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日ではないこと	
作業の種類 (騒音規制法)	1. くい打機(もんけんを除く。)くい抜機又はくい打くい抜機(圧入くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。) 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルをこえない作業に限る。) 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kw 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kw 以上のものに限る。)を使用する作業 7. トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kw 以上のものに限る。)を使用する作業 8. ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kw 以上のものに限る。)を使用する作業	
作業の種類 (草津市の良好な環境保全条例)	1. アースオーガーと併せてくい打機を使用する作業(圧入式を除く。) 2. 原動力として発電機(30kw 以上のものに限る。)を使用する作業 3. ブルドーザー(機械重量が 4 トン以上のものに限る。)、パワーショベル(バケット平積容量が 0.3m ³ 以上のものに限る。)又はバックホウ(バケット平均容量が 0.3m ³ 以上のものに限る。)を使用する作業	
〈区分〉	第一号区域：特定工場等の騒音に係る第 1 種、第 2 種、第 3 種区域の全域及び第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地周辺 80 メートルの区域 第二号区域：特定工場等の騒音に係る指定区域のうち上記を除く区域	

注) 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値。

表 4-3-10 自動車騒音の要請限度

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 (6 時から 22 時まで)	夜間 (22 時から翌 6 時まで)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB
備考 a 区域、b 区域、c 区域は、それぞれ () 内の「騒音に係る環境基準区域」と同様 a 区域 (A 類型地域) : 専ら住居の用に供される区域 B 区域 (B 類型地域) : 主として住居の用に供される区域 C 区域 (C 類型地域) : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域			